

平成30年(ワ)第9681号
名誉棄損等請求事件
原告 吉井康雄
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年5月21日

証拠説明書(2)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

(主任) 弁護士 寺 内 則 雄

弁護士 板 谷 直 樹



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	立 証 趣 旨
乙3	証拠説明書 (1頁, 8頁, 10頁抜粋)	写し 被告訴訟代理人弁護士神田知宏	別件訴訟2において、被告は本件における甲27及び甲28を前者は甲第3号証の1、後者は甲第3号証の6として平成27年9月28日付証拠説明書をもって裁判所に提出し、その頃被告はこれを受領しているため、本件においてNO31及び甲32に係る名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償請求権は原告が「損害及び加害者」を知ってから3年を経過しているため時効消滅していること。